

千運整第59号の4
令和7年5月12日

一般社団法人
千葉県トラック協会 会長 殿

千葉運輸支局長（公印省略）

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

日頃は、国土交通行政各般にわたり、特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったものの、その認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっています。

令和5年11月に北海道において、タイヤのはみ出し等の不正な改造がされた軽自動車のタイヤが走行中に脱落し、歩行者に衝突して意識不明の重体となる痛ましい事故も発生しました。

このような状況に鑑み、国土交通省では令和7年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むこととし、当支局においては、特に6月を本運動の強化月間と定め、不正改造車の排除を強化して取り組むこととしました。

つきましては、貴会傘下会員に対し本運動の趣旨を周知していただくとともに、ポスターの掲示等のご協力をよろしくお願いします。

なお、実施にあたっては、別紙「不正改造車を排除する運動」実施細目に基づき、本運動へのご協力をお願いします。

「不正改造車を排除する運動」実施細目

令和7年5月
千葉運輸支局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。

第1. 目的

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者のほか、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっている。

このため、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を展開することにより、国民世論の不正改造排除気運を一層高めるとともに、自動車ユーザーへ不正改造の認識を浸透させることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第2. 実施機関

本運動は、国土交通省が実施主体となり、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）及び軽自動車検査協会の協力のもとに、自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって実施するものであり、運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）は、これらの地方関係機関、自動車関係団体（以下「関係団体等」という。）及び地方自治体と連絡を密にして本運動を推進する。

第3. 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、令和7年6月1日（日）から令和7年6月30日（月）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

第4. 不正改造車排除事項

次の重点排除項目及び基本排除項目に掲げる不正改造車等の事例において「不正改造車を排除する運動」を実施し、年間を通じた街頭検査、販売店等への立入調査や広報等において積極的な排除を呼びかけていく。

1. 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (5) 前面ガラスへの装飾板の装着

2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

第5. 実施事項

※各団体の略称は、最終ページ（参考）の通りとする。

1. 周知・啓発

(1) 総合的な広報・啓発活動の実施

運輸支局等及び機構¹、軽検協²、協議会³構成団体⁴は、

○本省で作成するポスターを、窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等を窓口等へ備え置き、又は配布する。強化月間においては、

- ・マスメディア、ウェブサイト、SNS（10～30代の若者世代に関心を持ってもらえるようにする。）
- ・啓発リボン及びのぼり
- ・公共施設、競技場等の掲示板、デジタルサイネージ

等を活用した啓発を積極的に実施する。

運輸支局及び機構は、

○改造車両の展示イベント等において、来訪者である自動車使用者に対し、公道走行することができない改造が存在することを正しく認識してもらうよう、イベント主催者等に対しての啓発活動を実施する。

¹ 独立行政法人自動車技術総合機構

² 軽自動車検査協会

³ 不正改造防止推進協議会

⁴ 各団体の地方組織を含む

運輸支局は、

- ホームページを用いて、本運動の実施計画、不正改造の事例及び犯罪であることのPRを行う。
- 協議会に属さない碎石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。
- 車体架装事業者等に対し、不正改造に加担することのないよう協力を要請し、指導の強化を図る。
- 協議会構成団体に対し、協議会の開催等により本運動の目的並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。
- 関係事業者に対し、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。
- 地域で行われている暴走族を追放するための各種取組との連携を図り、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなど、地域に根ざした広報啓発活動に努める。
- 過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て不正改造車の排除の徹底を図る他、地方公共団体等に対し公共工事等を発注する際に工事請負業者へ不正改造車を使用しないことを徹底するよう協力要請する。
- 街頭検査等の機会を利用し、チラシを活用して不正改造の事例及び犯罪であることのPRを行う。なお、街頭検査を実施する際は、積極的にプレスリリースを行う。

協議会構成団体は、

- 国土交通省と連携し、SNSやデジタル広告に活用できる広報ツールの製作に努める。
- 本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施事項について指導する。特に強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

認証・指定整備事業者団体（日整連を含む。以下同じ。）、車体・電装・タイヤ整備事業者団体（日車協連、電整連、全タ協連、JATMAを含む。以下同じ。）、車体架装事業者団体（車工会を含む。以下同じ。）、自動車販売事業者団体（自販連、輸入組合、中販連、全軽自協を含む。以下同じ。）は、

- 保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、使用者に対し、「不正改造となるため、やってはならない・やると犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

自動車部品・用品販売事業者団体（部工会、APARA、日本ウインドウ・フィルム工業会、NAPAC、DP連、JMCAを含む。以下同じ。）は、

- 自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、「不正改造はやってはならない・やると犯罪となること」を理解してもらい、不正改造の認識浸透を図る。
- どのような部品・用品等の取付け・取外し等が不正改造となるかを購入者に理解してもらうよう、販売時等の説明に努める。

○自動車部品・用品の適切な取付け方法等について相談窓口を設ける等使用者の適切な部品・用品等の取付けに対する認識を高めるよう努める。

貨物自動車運送事業者・陸送事業者団体（全ト協、陸送協会、全自協を含む。以下同じ。）は、
○荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。

自動車販売事業者団体は、

○車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。

バス協会は、

○バス車両の前面への横断幕の掲示による周知活動について、事業者に協力を要請する。

(2)関係者への周知の実施

協議会構成団体は、

○事業所（学校や営業所を含む。以下同じ。）ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙2）なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

認証・指定整備事業者団体、車体・電装・タイヤ整備事業者団体及び自動車販売事業者団体は、

○従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。

○担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

認証・指定整備事業者団体、車体・電装・タイヤ整備事業者団体は、

○会員事業者に対し、不正改造となるような整備の依頼があった場合には、自動車使用者に対し「不正改造行為となるため、やってはならない・やると犯罪となること」を伝え、施工しないことを徹底するよう要請する。その際、適宜日整連が作成する「不正改造車排除宣言工場看板」、「不正改造車排除マニュアル」等を活用する。

認証・指定整備事業者団体は、

○整備事業者に対し、不正な二次架装をした車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること、及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装したメーカーに相談すべきことを、自動車使用者に対して周知するよう要請する。

自動車販売事業者団体及び車体架装事業者団体は、

○担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装防止等の徹底を図る。

自動車販売事業者団体は、

○各事業者に対し、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。

○販売車両等の陸送にあたっては、日本陸送協会と連携し、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。

自動車部品・用品販売事業者団体は、

○従業員に対し、購入者に部品・用品の適正な使用の説明を行うことの徹底を図る。

○事業所において、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱うことのないよう社内管理を徹底し、積極的に適正な部品販売の推進を図る。

車体架装事業者団体は、

○担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。

○不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

貨物自動車運送事業者・陸送事業者団体及び旅客自動車運送事業者団体（バス協、全タク連を含む。以下同じ。）は、

○不正改造及び不正な二次架装の防止に努め、適正な車両による運行を徹底する。また、不正改造及び不正な二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行することを徹底する。

石油販売事業者団体（全石連）、貨物自動車運送事業者・陸送事業者団体、旅客自動車運送事業者団体、全国自動車大学校・整備専門学校協会及び全国自動車短期大学協会は、

○従業員に対し、「不正改造はやってはならない・やると犯罪となること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

(3)アンケート調査の実施

運輸支局は、

○協議会構成団体の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、アンケート調査実施要領を参照の上、不正改造に対する認識についてWEB アンケート調査を実施する。

(4)出前講座等の実施

運輸支局は、

- 協議会構成団体の協力を得ながら、各種研修の機会を利用し、本運動の目的や取組内容等の浸透を図り、適正な事業経営や車両管理に努めるよう要請する。
- 自家用自動車の整備管理者に対し、全自協及び全レ協が行う講習等への参加を促すよう努める。
- 協議会構成団体の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、出前講座の実施等により不正改造の具体的な事例や不正改造による検挙事例等を交えながら不正改造に対する認識の浸透を図るよう努める。
- 自動車教習所や運転免許センターに対し、指導教員として所属する職員へ「不正改造はやってはならない・やると犯罪となること」を特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行う。

全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会は、

- 学生に対し、運輸支局が行う出前講座へ積極的に参加するよう呼びかけを行う。
- 運輸支局に対して出前講座実施の要請を積極的に行い、年間を通じた実施時期の調整を行う。

自家用協会は、

- 一定数以上の自家用自動車を所有していることにより選任されている整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう、運輸支局と連携して周知に努める。

2. 情報収集

(1)不正改造車・迷惑黒煙車相談窓口の設置・情報収集の充実

運輸支局は、

- 年間を通じ、不正改造車及び迷惑黒煙車（以下「不正改造車等」という。）に関する情報・相談（以下「情報等」という。）を受ける「不正改造車・迷惑黒煙車相談窓口（以下「不正改造車・黒煙１１０番」という。）」を設置する。情報の受付手段としては電話及びメール等により、容易に情報等を受ける環境を整える。また、不正改造車（疑わしい車両を含む。）を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載するなど積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車の追跡率向上に努める。さらに、強化月間においては、不正改造車・黒煙１１０番の認知度向上のための広報活動をする。
- 年間を通じ、不正改造車・黒煙１１０番に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキ（自動車の不正改造防止の啓発を含む。）を送付し、自動車に不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また、迷惑黒煙車に関して通報があ

った自動車使用者に対し、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。
○街頭検査時などあらゆる機会をとらえ、マスメディアやウェブサイト、SNSや協議会構成団体からの不正改造車等に関する詳細な情報収集に努める。

機構及び軽検協は、

- 団体ホームページにおいて国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。
- 新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、運輸支局に当該車両の情報を提供する。不正改造車等に関する情報についても、同様に提供する。

協議会構成団体は、

- 不正改造車等に関する情報（ウェブサイト上の不正改造を助長する部品・用品の流通、不正改造施工業者の情報を含む。）の受付体制を充実させるとともに、受付窓口を会報、ホームページ等に掲載するなどにより、会員・事業者等に情報の提供を呼びかける。
- 不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、運輸支局に積極的に情報を提供する。

(2)不正改造車等の情報の有効活用

運輸支局は、

- （１）で得られた情報を有効に活用し、街頭検査、不正改造施工業者への立入検査及び改造車の展示イベント等啓発活動を企画して実施する。
- 必要に応じて警察へ当該情報を提供し、不正改造車等の排除のための連携・協力体制の強化を図るよう努める。

3. 取締り

(1)街頭検査・指導の実施

運輸支局は、

- 警察や機構、軽検協や協議会構成団体の協力を得ながら、不正改造車が集結する展示イベント、迷惑黒煙車情報の多い道路など、効果的な場所・時間を選んで街頭検査を実施し、検査・指導を行う。なお、実施にあたり、以下の事項に留意して実施する。
 - ・基準不適合マフラーの排除を目的とした二輪車及び原動機付自転車を対象とする街頭検査を積極的に実施する。原動機付自転車の検査実施の結果、保安基準不適合箇所が確認された場合は、その使用者に警告書を交付し、改修結果の報告を求める。
 - ・マフラーを交換している自動車に対して近接排気騒音の測定を行う（測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。）とともに、マフラーの加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交

付する等、適切な指導を行う（なお、平成28年騒音規制以降の自動車であつて、マフラー性能等確認済表示がないなど、基準不適合マフラーであることが明らかなものについては、整備命令を発令する。）。

- ・「車両下部画像確認システム」を所有する機構事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して、触媒の取外しや基準不適合マフラー等の排除を行う。
- ・車体外に映像等による宣伝・広告などを行う装置を備えた貨物自動車等（アドトラックなど）にあつては、禁止灯火でないか確認を行うとともに、同様な自動車が日常的に走行している地域がある場合には、必要に応じて当該地域において指導等を行う。
- ・特種用途自動車の検査にあつては、構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載若しくは記録事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。

(2)構内検査・指導の実施

運輸支局等は、

- 申請や変更登録等のために運輸支局等へ来所した車両について構内での検査を行い、不正改造車については積極的に整備命令書を交付する。

(3)不正改造施工業者等に対する報告徴収及び立入検査

運輸支局は、

- 不正改造車等の提供情報を有効に活用し、不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限の活用により、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。強化月間においては、認証・指定整備工場、運送事業者、自動車部品・用品販売業者を対象に、立入検査等を積極的に実施し、適切な指導等を行う。

(4)改造車の展示イベントに対する調査・指導

運輸支局は、

- 不正改造車等の提供情報を有効に活用して、機構と連携し、改造車の展示イベント等において不正改造車の調査・指導を行う。このとき、警察と協力してイベントの来場車両に対する街頭検査を実施し、不正改造車等排除の効果向上を図る。

4. 地域の事情等を考慮した実施事項の企画

運輸支局は、

- 「第4. 不正改造車排除項目」及び「第5. 実施事項」の「1.」から「3.」までの各事項に加え、地域の実情や要請を考慮した取組みを協議会と協議する。

(参考)

不正改造防止推進協議会構成団体

- 1 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（日整連）
- 2 日本自動車車体整備協同組合連合会（日車協連）
- 3 全国自動車電装品整備商工組合連合会（電整連）
- 4 全国タイヤ商工協同組合連合会（全タ協連）
- 5 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会（自販連）
- 6 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会（中販連）
- 7 日本自動車輸入組合（輸入組合）
- 8 一般社団法人 日本自動車工業会（自工会）
- 9 一般社団法人 日本自動車部品工業会（部工会）
- 10 一般社団法人 日本自動車車体工業会（車工会）
- 11 公益社団法人 日本バス協会（バス協）
- 12 公益社団法人 全日本トラック協会（全ト協）
- 13 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会（全タク連）
- 14 一般社団法人 日本陸送協会（陸送協会）
- 15 全日本自動車部品卸商協同組合（全部協）
- 16 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会（JATMA）
- 17 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会（全軽自協）
- 18 一般社団法人 全国自家用自動車協会（全自協）
- 19 一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）
- 20 一般財団法人 自動車検査登録情報協会（自検協）
- 21 一般社団法人 日本自動車会議所（会議所）
- 22 一般社団法人 日本二輪車普及安全協会
- 23 一般社団法人 全国自動車標板協議会（全標協）
- 24 全国石油商業組合連合会（全石連）
- 25 一般社団法人 自動車用品小売業協会（APARA）
- 26 日本ウインドウ・フィルム工業会
- 27 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会（NAPAC）
- 28 一般社団法人 全国二輪車用品連合会（JMCA）
- 29 全国ディーゼルポンプ振興会連合会（DP 連）
- 30 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- 31 全国自動車短期大学協会
- 32 全国オートバイ協同組合連合会
- 33 一般社団法人 日本RV協会（JRVA）

※（ ）内は各団体の略称

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検実施の日	年 月 日	点検実施の者	職 責	
			氏 名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点 検 内 容		チ ャ ッ ク 欄	
			適	要 改 善
事業場の関係者所有の車両の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止の事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
 2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。



○ 不正改造車の使用者 整備命令の発令

○ 不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力／独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本 RV 協会

www.tenken-seibi.com

不正改造チェック項目

乗用車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

○触媒等が取り外されていないか

サスペンション

○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯

○白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯

○白色であるか

後退灯

○白色であるか

尾灯

○赤色であるか

制動灯

○赤色であるか

方向指示器

○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

○赤色であるか

ウイング

○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならないか 等

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

○鋭利な突起がないか
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警告音

○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

○赤でないか ○点滅しないか
○光度300cd以下であるか

タイヤ

○回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯

○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

貨物車

禁止灯火

○走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）

○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装

○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）

○規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

二輪車

消音器

○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

○触媒等が取り外されていないか

不正改造は犯罪です！

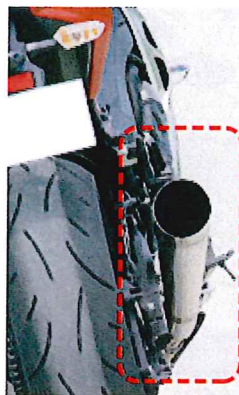
不正改造は**犯罪**です!!

「知らなかった」では済まされません。

 **このような改造は不正改造です。**

① 基準不適合マフラーの装着/ 消音器の取り外し

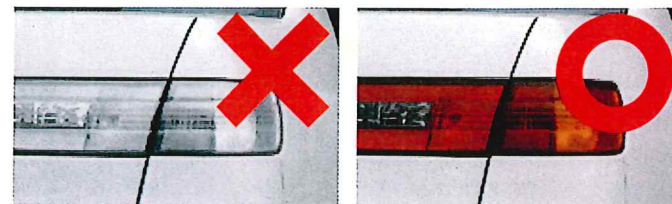
基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。



② 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

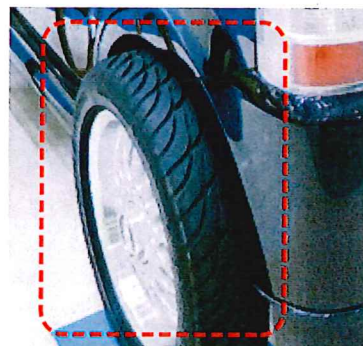
制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

③ タイヤ及びホイールの車体(フェンダー) 外へのはみ出し

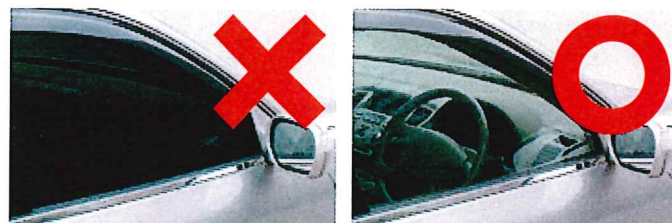
適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。
また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム等の貼付

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

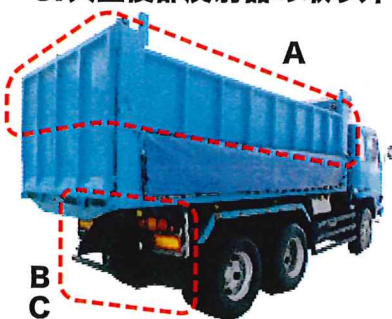


⑤ 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

⑥ A. 荷台さし枠の取り付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り外し



⑦ 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取り外し



不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら
● 車両のナンバー
● 不正改造の内容
をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ

